

以下の問題を読んで、その内容が正しければ、解答用紙の問題番号の左欄にマークし、誤っていれば、右欄にマークを記入しなさい。

- 問題 1 現在行われている輸出管理は、「不拡散型輸出管理」に配慮したものとなっている。 ○
- 問題 2 「不拡散型輸出管理」の目的は、大量破壊兵器等が、紛争が懸念される地域等に持ち出されたり、そこで作られたりするのを防ぐことである。 ○
- 問題 3 外為法では、特定の貨物の輸出についてのみ経済産業大臣の許可を必要としており、特定の技術の提供については不要である。 ×
- 問題 4 許可が必要な貨物であったにもかかわらず、メーカーからその旨を知らされていなかった場合は、輸出者は法律を知らなかったとして罪に問われない。 ×
- 問題 5 ワッセナー・アレンジメント（WA）の輸出規制対象地域は、旧共産圏および紛争地域に限定されている。 ×
- 問題 6 ミサイル関連機材・技術輸出規制（MTCR）では、核兵器、生物兵器、化学兵器を搭載して運搬できるものは、ミサイルだけでなく無人航空機も規制している。 ○
- 問題 7 インドは原子力供給国会合（NSG）に参加している。 ×
- 問題 8 リスト規制貨物（輸出貿易管理令別表第1の1から15の項の中欄に掲げる貨物）の規制対象地域は、ホワイト国以外の全地域である。 ×
- 問題 9 武器輸出三原則は、国際合意とは関係なく、我が国の安全保障にかかわる独自の政府見解に基づくものである。 ○
- 問題 10 A社は、輸出貿易管理令別表第1の7の項（1）に該当する集積回路を製造・販売している。このたび、中国にある新規顧客から引合があり、その後の調査の結果、A社に寄せられている引合に関して、その貨物の用途、取引条件、態様から核兵器等の開発等に用いられるおそれがあると判明した。この場合、その取引に関しては、取得している一般包括輸出許可は失効する。 ○

- 問題 11 B社は、シンガポールのある顧客に、輸出貿易管理令別表第1の2の項（12）に該当する測定装置を輸出許可を取得して輸出した。その後同じ相手から新たに同じ測定装置の引合があった。以前取得した輸出許可が有効期限前であったため新たに輸出許可を申請する必要はないと判断した。 ×
- 問題 12 リスト規制に該当の工作機械の引合があった。需要者のホームページを見ると、日本の一流企業と取引をしていると記載があったため、顧客審査及び用途確認を省略し、弊社の取得している一般包括輸出許可を使用して輸出する予定である。 ×
- 問題 13 外為法では、輸出する貨物が経済産業大臣の許可不要であれば、その関連する技術も必ず許可不要となる。 ×
- 問題 14 1ヵ月の海外出張が決まり、日本で市販されているパソコン（無線LANに暗号機能有り、他に該当のものはない）をハンドキャリアで輸出することにした。この場合、特例が適用できるため許可申請をしなくても輸出することができる。 ○
- 問題 15 キャッチオール規制の「インフォーム要件」とは、経済産業大臣から輸出許可又は役務取引許可の申請をすべき旨通知を受けたとき、これらの許可申請が必要になることをいう。 ○
- 問題 16 使用のための技術とは、操作、据付（現地据付を含む。）、保守（点検）、修理、オーバーホール、分解修理等の設計、製造以外の段階で用いられる技術をいう。 ○
- 問題 17 「外国ユーザーリスト」記載の企業・団体向けの輸出は禁止されている。 ×
- 問題 18 個別輸出許可の有効期間は、経済産業大臣によって特に必要があると認められた場合を除き、許可の日から原則6ヵ月である。 ○
- 問題 19 C社は代表取締役社長の交代があり、新たにF氏が就任した。C社は一般包括許可を保有しているため、これに係る変更届等の手続きが必要である。 ○
- 問題 20 キャッチオール規制に係る許可の申請先は経済産業省安全保障貿易審査課のみである。 ○

- 問題 21 多くの輸出関連企業は法令の範囲よりも幅の広い自主管理を実施している。それはたとえ安全保障上の法令違反がなくても、結果として懸念国の大量破壊兵器の開発等に協力することになる商取引を避けることは企業の社会的責任と考えられているからである。 ○
- 問題 22 外為法とその関連法令では、自社の海外子会社に生産設備やそのスペアパーツを輸出する場合、輸出する貨物がリスト規制に該当しても、全て輸出令第4条第1項の特例の適用を受け、輸出許可は不要である。 ×
- 問題 23 外為法により規制されている貨物の輸出に関する文書は、外為法の公訴時効が5年間であるため、文書を作成した日から最低5年間は保管する必要がある。 ×
- 問題 24 日常業務のなかで、貨物の輸出や技術の提供が発生するときは輸出管理が必要である。例えば、サンプルを外国の顧客に国際宅配便で送るとか外国から来訪中の顧客に技術資料を提供することも輸出管理の対象となっているが、Eメール等で非居住者へ技術データを送信することは外為法の規制を受けない。 ×
- 問題 25 米国の輸出管理規則(EAR)のEAR違反者のリスト(DPL: Denied Persons List)は、外為法とは関係ないが、企業のリスク管理上チェックした方が望ましい。 ○

平成20年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第12回)

(STC Associate)試験問題